

# 議会運営委員会

令和 8 年 5 月 26 日  
委 員 会 室

## 1 開 会

## 2 協議事項

- (1) 第 114 回 6 月定例会の運営等について  
定例会の日程等について
- (2) 西脇市議会傍聴規則の一部改正について
- (3) 西脇市議会基本条例の検証について

## 3 その他

- (1) 課題懇談会（連合区長会）の振り返り
- (2) その他

## 第 114回西脇市議会 6 月定例会の日程等について

1 上程予定議案とその取扱いについて  
(別紙のとおり)

## 2 日程及び会期

## (1) 日 程

5月29日(金)	午前9時30分から	議案説明会
6月2日(火)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議(第1日)
		《本会議終了後、資料請求打合せ》
3日(水)	正午	議案質疑通告締切・定期監査 結果報告書に対する質疑通告 締切
8日(月)	午前10時00分から	本会議(第2日)
11日(木)	午前9時30分から	文教民生常任委員会
12日(金)	午前9時30分から	総務産業常任委員会
15日(月)	午前9時30分から	予算常任委員会
16日(火)		委員会予備日
	正午	一般質問通告締切
18日(木)	正午	討論通告締切
		(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催)
23日(火)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議(第3日)
24日(水)	午前10時00分から	本会議(第4日)
25日(木)		予備日
29日(月)	午前9時30分から	議会運営委員会

## (2) 会 期

6月2日(火) から 6月25日(木) までの24日間

## 3 会議録署名議員

第1日	5番	藤原 秀樹	議員	10番	高瀬 弘行	議員
第2日	6番	岸本 年裕	議員	9番	森脇 久夫	議員
第3日	7番	藤原 哲也	議員	16番	寺北 建樹	議員
第4日	8番	杉本 佳隆	議員	15番	林 晴信	議員

- 4 議案質疑・定期監査結果報告書に対する質疑通告締切  
6月3日（水） 正午
  
- 5 一般質問通告締切  
6月16日（火） 正午
  
- 6 討論通告締切  
6月18日（木） 正午
  
- 7 その他
  - ・ 6月8日（月）  
文教民生常任委員会 その他質疑締切、請求資料配布
  - ・ 6月9日（火）  
総務産業常任委員会 その他質疑締切、請求資料配布
  - ・ 6月10日（水）  
予算常任委員会 請求資料配布

※ 総務産業及び文教民生常任委員会の「その他」において、「令和7年度の事務事業評価の実施事業」及び「令和8年度の事務事業評価対象候補事業」を報告





## 第 114回市議会定例会提出議案の概要

### ◆報承第2号 西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の理由  
地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。（本条例改正については、令和8年3月31日付けで専決処分）
- 2 改正の概要
  - (1) 軽自動車税（環境性能割）の廃止について
  - (2) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の延長について
  - (3) その他所要の改正（引用条項等）
- 3 施行期日  
令和8年4月1日

### ◆議案第37号 西脇市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の理由  
行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。
- 2 改正の概要
  - (1) 不利益処分の名宛人等の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法を、次のとおり変更する。  
【改正前】 掲示場での書面の掲示  
【改正後】 次のア及びイに掲げる方法<民事訴訟法の改正>  
ア 規則で定める方法  
イ 掲示場での書面の掲示又は事務所に設置したパソコン等の画面上での閲覧
  - (2) 常用漢字表の改定等に伴い、文言の整理を行う。
- 3 施行期日  
公布の日

#### ※民事訴訟法改正理由

紙の掲示だけでは到達可能性や利便性が低く、デジタル社会に合わせてインターネット等で広く・確実に閲覧できるようにする必要があること。

### ◆議案第38号 西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の理由  
地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。
- 2 改正の概要  
次の条例において、地方自治法又は地方自治法施行令の改正に伴う引用条項の移動に対処する。

- (1) 西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
  - (2) 西脇市病院事業の設置等に関する条例
  - (3) 西脇市水道事業の設置等に関する条例
  - (4) 西脇市下水道事業の設置等に関する条例
- 3 施行期日  
令和8年9月24日

**◆議案第39号 西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

- 1 改正の理由  
人事院規則の改正に伴い、災害応急作業等手当の額について、所要の改正を行う必要があるため。
- 2 改正の概要  
手当額の引き上げ
  - (1) 国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、災害応急対策若しくは災害復旧のための作業又はこれらに相当すると市長が認める作業に従事した者に係る1日当たりの額  
「1,080円」 ➡ 「1,440円」
  - (2) (1)の作業が日没時から日出時までの間に行われた場合（(3)に該当する場合を除く。）の加算額  
「540円」 ➡ 「720円」
  - (3) (1)の作業が著しく危険であると市長が認める場合の加算額  
「1,080円」 ➡ 「1,440円」
- 3 施行期日等  
公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

**◆議案第40号 西脇市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について**

- 1 改正の理由  
規定内容に不備（改正漏れ）があることが判明し、その不備を是正するため。
- 2 改正の概要  
放課後児童クラブとして「重春第3クラブ」を追記する。
- 3 施行期日  
公布の日

**◆議案第41号 西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について**

- 1 改正の理由  
介護保険法に規定する食費の基準費用額の改正に伴い、所要の改正を

行うため。

2 改正の概要

食費の改正

食費：昼食（おやつを含む。）代「525円」 ➡ 「560円」

3 施行期日

令和8年8月1日

**◆議案第42号 西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について**

1 改正の理由

地方拠点強化税制の延長に伴い、地域再生法に基づく特定業務施設整備計画の認定を受けた本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長を行うため。

2 改正の概要

本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長

令和8年3月31日 ➡ 令和10年3月31日（2年間）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

**◆議案第43号 西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例及び西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について**

1 改正の理由

公示送達における公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとれるよう、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

公示送達の公示の方法を次のとおり変更する。

【改正前】 掲示場での書面の掲示

【改正後】 次のア及びイに掲げる方法〈民事訴訟法の改正〉

ア 規則で定める方法

イ 掲示場での書面の掲示又は事務所に設置したパソコン等の画面上での閲覧

3 施行期日

公布の日

**◆議案第44号 西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

1 改正の理由

国家公務員災害補償法の改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

第18条に規定する葬祭補償の定額部分の額「315,000円」➡「33万円」

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

**◆議案第45号 令和8年度西脇市一般会計補正予算（第1号）**

- ・最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業
- ・生活保護事業
- ・地域農業構造転換支援事業
- ・中学校施設整備事業
- ・野外活動施設管理事業
- ・上記のほか、所要の補正

**◆議案第46号 令和8年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）**

- ・老人保健施設維持修繕事業

**◆議案第47号 令和8年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第1号）**

- ・介護保険一般事務経費
- ・国県支出金等返納事業

**◆議案第48号 西脇市固定資産評価員の選任について**

- ・令和8年4月1日付の人事異動に伴い、藤井前総務部長から後任の渡辺総務部長へ変更

**◆議案第49号 工事請負契約（西脇中学校校舎等屋上防水・外壁塗装工事）  
の締結について**

- |   |        |                    |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 契約金額   | 318,989,000円       |
| 2 | 契約の相手方 | 有限会社オオヤマ           |
| 3 | 工期     | 議決の日から令和10年2月29日まで |

## 第 114 回市議会定例会提出議案

(R 8. 5. 26 告示)

議案等	議案名	内容	提案説明者
報承第2号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の改正に伴う所要の改正	総務部長
議案第37号	西脇市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	行政手続法の改正に伴う所要の改正	〃
議案第38号	西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴う所要の改正	〃
議案第39号	西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院規則の改正に伴う所要の改正	〃
議案第40号	西脇市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	不備の是正（クラブの追加）	教育創造部長
議案第41号	西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について	介護保険法の改正に伴う所要の改正	病院事務局長
議案第42号	西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について	本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長	産業活力再生部長
議案第43号	西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例及び西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	公示送達における公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるための所要の改正	建設水道部長
議案第44号	西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う所要の改正	くらし安心部長
議案第45号	令和8年度西脇市一般会計補正予算（第1号）	所要の補正	副市長
議案第46号	令和8年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）	所要の補正	〃
議案第47号	令和8年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第1号）	所要の補正	〃
議案第48号	西脇市固定資産評価員の選任について	地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産評価員を選任する。	市長
議案第49号	工事請負契約（西脇中学校校舎等屋上防水・外壁塗装工事）の締結について	西脇中学校校舎等屋上防水・外壁塗装工事請負契約の締結	総務部長
報告第2号	令和7年度西脇市一般会計繰越明許費の繰越しについて	地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越の報告	—
報告第3号	令和7年度西脇市水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告	—
報告第4号	令和7年度西脇市下水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて	地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告	—
報告第5号	令和8年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第6号	令和8年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第7号	令和8年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第8号	工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（2期工事））の変更に係る専決処分の報告について	地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告	—

第 114 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容				
一般会計(第1号)	23,960,000	106,664	24,066,664	レントン市親善事業	600			
				一般コミュニティ助成事業	2,500			
				各種負担金(税務)	1,701			
				介護保険特別会計繰出金	2,744			
				老人保健施設特別会計繰出金	8,580			
				最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業	912			
				生活保護事業	19,242			
				農地利用効率化等支援事業	△ 4,740			
				地域農業構造転換支援事業	53,602			
				地域防災組織育成助成事業	2,000			
				中学校施設整備事業	17,000			
				野外活動施設管理事業	1,450			
				人件費(会計年度)	1,073			
				合 計	106,664			
				(財源内訳)				
				特定財源				99,208
				一般財源所要額				7,456

特別会計	11,121,453	35,765	11,157,218		
老人保健施設特別会計(第1号)	597,139	8,580	605,719	老人保健施設維持修繕事業	8,580
介護保険特別会計(第1号)	5,467,044	27,185	5,494,229	介護保険一般事務経費 国県支出金等返納事業	5,487 21,698

---

## 西脇市議会傍聴規則の一部改正について（概要）

---

### 1 改正理由

標準傍聴規則が改正（半世紀ぶり大幅改正）されたこと、及び傍聴人名簿への傍聴者の住所・氏名の記載を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

### 2 改正の概要

#### (1) 傍聴の手續規定を削除《旧3条》

ア 傍聴人名簿への一般、団体傍聴者の住所・氏名の記載→**廃止**

イ 報道関係者の傍聴の届け出→**廃止**

●実態として撮影の許可のみを行っているため

#### (2) 傍聴券等の交付《新3条・旧4条》

ア 傍聴しようとする者は、傍聴券（一般・団体）又は傍聴証（報道関係）の交付を受けなければならない。

ただし、「適切な傍聴環境の確保及び議場の秩序保持に支障がないと議長が認める場合は、傍聴券等の交付は不要」とする  
ことで

▶傍聴人名簿へ住所・氏名を記載することなく、また、傍聴券等の交付を受けることもなく傍聴を可能とした。

●通常は上記の運用とし、傍聴者が多数見込まれる場合などは、傍聴券等を交付することとする。

#### (3) 傍聴券への住所・氏名の記載《旧4条》

傍聴券への住所・氏名の記載→**廃止**

#### (4) 傍聴証《新5条》

ア 傍聴証は、報道関係者及び職員で、議長が特に必要と認めるものに交付する。

●こちらも、運用としては省略

イ 傍聴証で傍聴できる期日又は期間⇒議長が認める期日又は期間とする。

●あえて会期中とするような要請がないため、基本はその日限りとして運用する。

#### (5) 傍聴席に入ることができない者《新10条・旧7条》

ア 労働闘争や学生運動を背景にした禁止事項の見直し  
「時代に合わない」⇒大幅改正

- イ 児童や乳幼児の入場制限は廃止  
異様な服装による入場制限は廃止

**(6) 傍聴人の守るべき事項《新11条・旧8条》**

- ア 「帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと」は削除
- イ スマホ利用を初めて規定
  - ▶ 傍聴席で議会資料の閲覧可能に（音を発しない状態を可とした）

**(7) 写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止《新12条・旧9条》**

- S N S等への投稿制限「撮影、録音録画等」の禁止めぐり解釈  
明示  
(誰でも簡単に写真や動画を撮影、さらには動画配信できる技術が普及している現状を踏まえ、傍聴人の分かりやすさの面から、表記を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改めるとともに「放送等」の文言を追加し、「等」の中に動画配信も包含されるという解釈)

**3 施行期日**

公布の日

**4 改正案**

別紙新旧対照表のとおり

**5 その他**

都道府県、市町村の標準規則では、傍聴者に住所、氏名の記入を求める規定も維持

西脇市議会傍聴規則の一部を改正する規則

西脇市議会傍聴規則（平成17年西脇市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(傍聴券等の交付)</u> 第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、適切な傍聴環境の確保及び議場の秩序保持に支障がないと議長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(傍聴券) 第4条 (削る)</p> <p>傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。 (削る)</p> <p>2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。 (削る)</p> <p>(削る) (削る)</p> <p><u>(傍聴証)</u> 第5条 傍聴証は、報道関係者及び西脇市職員で、議長が特に必要があると認めるものに交付する。 2 傍聴証の交付を受けた者は、議長が認める期日又は期間に限り傍聴することができる。</p> <p><u>(傍聴券等の提示)</u> 第6条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。</p> <p><u>(傍聴券等の返還)</u> 第7条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</p>	<p><u>(傍聴の手続)</u> 第3条 一般席で傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。</p> <p>2 学生、生徒その他の者が団体で傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が、前項に規定する事項及び人員を傍聴人名簿に記入しなければならない。</p> <p>3 報道関係者席で傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に届け出なければならない。</p> <p>(傍聴券) 第4条 議長は、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。</p> <p>2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。</p> <p>3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。</p> <p>4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。</p> <p>5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 傍聴証の交付を受けた者は、第5条第2項の議長が認める期日又は期間における傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第8条 一般席の傍聴人の定員は、36人とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(削る)

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(削る)

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

(削る)

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(削る)

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(削る)

(削る)

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはな

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の傍聴人の定員は、36人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことがある。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器等人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕を携帯している者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 異様な服装をしている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(新設)

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) パーソナルコンピュータ、携帯電話等は、電源を切り、使用しないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影又は録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしては

<p>らない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。  (傍聴人の退場)  <u>第13条</u> 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場</u>しなければならない。  (係員の指示)  <u>第14条</u> (略)  (違反に対する措置)  <u>第15条</u> <u>法第 130条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか</u>、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。  (補則)  <u>第16条</u> (略)</p>	<p>ならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。  (傍聴人の退場)  <u>第10条</u> 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。  (係員の指示)  <u>第11条</u> (略)  (違反に対する措置)  <u>第12条</u> 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。  (補則)  <u>第13条</u> (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 令和7年度 西脇市議会基本条例検証報告書（案）

## ◆評価点数からみる分析と考察

### 1 全体評価

今回の全体平均は、集計表上で4.13点前後である。前回値の平均は4.01点前後であり、比較すると約+0.12ポイントの改善となっている。

したがって、全体としては悪化ではなく、むしろ微増・改善傾向といえるが、前年から評価者の4人が交代しており、それらは1年目で半年間の評価をしているということもあり、比較的高めの評価だった、あるいは空白になっているということが影響しているのかもしれない。また平均値だけを見ると実態を見誤る。評価の中身を見ると、かなり高評価の項目と、低評価の項目が明確に分かれている。

### 2 高評価だった分野

特に評価が高かったのは、定型化・制度化された取組である。

西脇市議会では、情報公開、広報、政務活動費の透明性、定例的な議会改革の検証といった仕組みはかなり定着している。これは議会基本条例の運用として大きな強みといえる。特に、インターネット配信、議会だより、議会報告会、政務活動費の公開などは、市民に対する「見える議会」の基盤として評価できる。

### 3 低評価・課題が大きい分野

専門的知見の活用や、公聴会、議決事件の拡大など、評価が低いというより実施できていないものには当然「1」が付く。制度は条例上存在しているが、実際には活用場面がなかった、あるいは活用する議会文化が形成されていないと見るべきである。特に、参考人制度、公聴会制度、学識経験者の活用などは、地方議会では「制度はあるが使われにくい」典型的な分野である。ここは、今後の政策審査や重要案件の際に、どのような条件なら活用できるのかを整理する必要があるように思える。

### 4 前回から改善した主な項目（評価者が違うのであくまで参考程度）

改善幅を見ると、市民意見の反映、議会活動の改善、議員間討議、一問一答の充実など、まさに議会基本条例の核心部分に一定の前進が見られる。特に「議員相互間の自由な議論・合意形成」は、まだ評価は3.38と高くはないものの、前回より改善している。

## **5 前回から悪化した主な項目**(評価者が違うのであくまでも参考程度)

注目すべきは、議長の中立公正な職務遂行・円滑な議会運営が大きく低下している点である。これは単なる点数の問題ではなく、議会運営に対する議員間の認識の差、納得感、手続の透明性に関わる可能性がある。令和7年度は二人の議長に対する評価ともいえるが、定例会反省会の文言からも分かるとおり、その双方に指摘される点があった。

また、「市民の理解が得られる議会運営」「平易な言葉での説明責任」が下がっていることから、議会内では取組が進んでいても、市民に伝わる形になっているかという点に課題があるともいえる。

### **◆自由記述欄からみる分析と考察**

#### **1 最も多い論点は「議員間討議・合意形成の弱さ」**

各議員の個別入力シートを確認したところ、数値以上に「現状に対する危機感」や「停滞感」を示唆するコメントが散見される。

自由記述で一番目立つのは、第5条の議員間討議に関する記述である。

特に次のような趣旨が複数見られる。

- ・ **自分の意見の主張にとどまり、合意形成につながっていない。**
- ・ **賛否が分かれて平行線に終わる。**
- ・ **議員の結論が先にあり、合意形成には至っていない。**
- ・ **修正などにつなげる議論ができていない。**
- ・ **批判だけでなく、議会として意見を導き出す必要がある。**

これは非常に重要で、つまり、議員同士が発言していないわけではない。むしろ意見は出ている。しかし、意見表明で終わっており、議論を重ねて論点を整理し、妥協点や修正案、議会としての方向性をつくるどころまで届いていないという認識になる。

ここから見ると、西脇市議会の次の課題は、単なる「発言機会の確保」ではなく、討論から討議へ、討議から合意形成へ進める技術と場づくりだといえる。

令和6年度の検証においても重点課題とし、改善が図られたはずだが、まだまだ未達といえるだろう。

**【令和6年度検証→令和7年度取組項目】**

- ・ **自分の意見をしっかり持つための努力を怠らない。**  
会派に左右されることなく、市民目線で討議を行う。

- ・ **委員長が議論を促す采配を行うことが重要となる。**  
委員長は積極的に委員の発言を聴取し、議論を深める努力をする。
- ・ **所管事務調査・事務事業評価や委員会での提言事項の進捗確認を行う。**  
委員会からの提言、報告は定期的（半年スパン）に進捗確認する。

令和6年度の検証後の取組は「自由に意見を言い合える場をつくること」に重きをおいているので、次のステップとして「合意形成を図る」ことに照準を定めるべきといえる。

## **2 委員会活動・政策提言への物足りなさ**

第4条の委員会活動についても、かなり率直な記述がある。

- ・ **事務調査に関して、現在の総務産業常任委員会では文教民生常任委員会ほど活発に進められているように思えない。**
- ・ **もっと議論が必要。**
- ・ **政策等の立案は十分できていない。**
- ・ **政策立案、提言ができにくくなっている。**
- ・ **事務調査や請願審査の更なる充実が必要**
- ・ **事前調査が必要**

ここから見えるのは、委員会が議案審査の場としては機能していても、政策提言や能動的な調査機能の面では十分ではないという課題である。特に、所管事務調査や特定所管事務調査をどう政策提言につなげるかが弱い。「調査した」「話を聞いた」で終わるのではなく、そこから、委員会として何を提案するのか、何を改善要求するのかまで進める仕組みが必要なのではないか。

- 3 市民意見の聴取は進んでいるが、政策反映に課題  
市民との関係では、議会と語ろう会、課題懇談会、陳情・請願などを通じて、意見を聞く機会は相当程度あると評価している。  
一方で、次のような指摘もある。

- ・ **議会報告会は開催しているが、その後の取組につながない。**
- ・ **市民の声の反映には改善の余地がある。**
- ・ **市民側から利用を提案しやすい仕組みが必要ではないか。**
- ・ **議会と語ろう会の開催時期に課題がある。**

ここから見ると、課題は「市民の声を聞いていない」ことではな

い。むしろ、聞いた意見をどう整理し、議会活動の改善や政策提言にどうつなげるのかが弱いということである。

これは前項2と同じ課題があるといえるだろう。

今後は、議会と語ろう会や課題懇談会の後に、

- ① 出された意見
- ② 議会として対応するもの
- ③ 行政へ申し入れるもの
- ④ 今後調査するもの
- ⑤ 対応困難なもの

をきちんと整理し、市民にフィードバックする仕組みが必要である（現行はメモや簡易議事録を渡す程度）。令和8年度は議会と語ろう会の取組を改善し、班長会も開催する予定だが、しっかりとした仕分と対応が必要といえる。

#### **4 市長・執行部との緊張関係、質疑・質問による行政監視機能に対する課題**

第9条に関する自由記述では、行政監視機能について厳しい意見が見られる。

- ・ 行政の意向や顔色を過度に意識しているように見える場面がある。
- ・ 批判のみで提案や改善方法が示されていない。
- ・ 一般質問が「検討をお願いしたい」で終わっている。
- ・ 単なる確認やHPを見ればわかるような質問に終始している。
- ・ 執行部に「いつまでに」「どのように」を求めるべき。
- ・ 市長等との緊張ある関係の構築は可能なのか。

この部分は、令和6年度の検証時も議論したが、議会としてかなり大きな論点である。評価点自体は昨年度より改善がみられるというものの、記述を見る限り問題はまだまだ解決しているとはいえない。

単に行政を批判すればよいということではない。自由記述では、むしろ、批判だけではダメで代替案の提案や具体的な改善策や実行時期を引き出す質問・質疑が必要という問題意識が出ている。

したがって、行政監視機能の改善方向は、「厳しく言う」ことだけでなく、論点を明確にし、根拠を示し、期限や改善策を答弁として引き出すことにあるといえる。

## 5 自由記述から見える議会内の意識差

自由記述全体を見ると、議員間でかなり意識差がある。  
大きく分けると、次の3層があるように思える。

タイプ	内 容
肯定型	おおむねできている、一定の成果があると評価
改善型	できている部分はあるが、さらに改善が必要と指摘
危機感型	議会機能、監視機能、合意形成にかなり強い問題意識

この意識差自体は悪いことではないし、個人での検証として仕方のない部分でもある。

ただし、今後必要なのは、「評価が高い人」と「評価が低い人」がいる、で終わらせないことでもある。

- ・なぜ評価が分かれるのか。
- ・どの場面を見てそう評価したのか。
- ・何をもって「できている」と判断するのか。
- ・何があれば「改善した」といえるのか。

感覚での個人差で片づけるのではなく、ここを議員間で共有する必要はあるので、議論をしておくべきといえる。

### **◆今後の重点改善項目（今後議運で議論すべきこと）**

#### **1 議員間討議を単なる「意見表明」から「合意形成」へ進める。**

単に話し合うのではなく、論点整理、対立点の確認、修正案、附帯意見、政策提言につなげるにはどうしたらよいか。

# こちらは討議の中身、進め方について論じる。

#### **2 委員会の政策提言機能を強化する。**

所管事務調査を、調査報告だけでなく、提言申入れ・条例提案・条例改正・附帯決議などに結び付けるにはどうしたらよいか。

議会と語ろう会、課題懇談会からの市民意見を起点として所管委員会で政策提言に結び付けるにはどうしたらよいか。

一般質問での行政の統一見解を起点として所管委員会で政策提言に結び付けるにはどうしたらよいか

# こちらは起点からのフロー（流れ）への乗せ方等について論じる。

### **3 市民に伝える情報発信へ**

単に議会からの情報を公開するだけでなく、「見える化」から「わかる化」への意識チェンジ。議会を市民にとってわかりやすいものに。また新しいツールを使っての情報発信をどのように行っていくか。

例えば、

- ・ 審査は公開しているが、見ている市民へのわかりやすい資料等の公開は充分か。
- ・ 議案審査各過程でのわかりやすさ（説明・質疑・討議・討論・採決）は充分か。
- ・ SNSの使い方は現状で充分か。
- ・ 本会議や委員会のインターネット配信の手法は現状で充分か。
- ・ 議会報告会等での市民への議会（委員会）の活動の「見せ方」は充分か。
- ・ 説明責任の果たし方（議会広報の在り方）